

生徒手帳

令和 7 年(2025 年)4 月～令和 8 年(2026 年)3 月

～小川から大海へ～

東京都立小川高等学校

〒194-0003

東京都町田市小川 2 丁目 1002 番地 1

電話：042 (796) 9301

FAX: 042 (799) 2765

HP : <https://www.metro.ed.jp/ogawa-h/>

目次

教育目標.....	3
本校のあゆみ.....	4
学習のきまり.....	8
1 学年・学期・休日および休業日	8
2 時程表.....	9
3 教育課程表	10
4 履修・修得	11
5 進級・卒業	11
6 定期考査.....	11
7 成績評価.....	12
8 授業.....	12
9 留学・休学・復学・転学・退学	12
10 出席停止.....	12
11 自然災害に関する「警報」の発令に伴う対応について	12
生活のきまり.....	14
1 頭髪・服装・上履.....	14
2 登校・下校	15
3 欠席・遅刻・早退・忌引・公欠	15
4 所持品.....	15
5 清掃・美化	16
6 自転車通学	16
7 その他.....	16
8 特別指導.....	16
生徒活動.....	17
1 日 直	17
2 掲示物・配布物・集会等に関する規定.....	17
3 部活動に関する規定	17
諸連絡・諸注意.....	19

1 諸届（願）の取扱いについて	19
2 体育施設使用規定	19
3 校舎・校庭・校具使用規定	20
4 安全のための諸注意	21
5 図書館の利用について	21
6 学校保健について	22
7 経営企画室からの連絡事項	24
東京都立小川高等学校生徒会会則	26
前文	26
第1章 総則	26
第2章 会員の権利および義務	26
第3章 組織	26
第4章 生徒総会	26
第5章 生徒議会	27
第6章 執行委員会	27
第7章 公共委員会	27
第8章 特別委員会	28
第9章 部・同好会	28
第10章 部長会	29
第11章 会計	29
第12章 予算委員会	29
第13章 会計監査委員会	29
第14章 選挙	29
第15章 選挙管理委員会	30
第16章 附則	30
選挙規定	31

教育目標

- 1 何事も忍耐強く努力し，あきらめない心の創造
- 2 礼節と思いやりに満ちた人間関係の構築と，社会貢献できる心の育成
- 3 社会の変化に柔軟に対応する力と，国際社会に向けて積極的に行動する力の推進

本校のあゆみ

昭和 54 年	11 月 16 日	仮称東京都立小川高等学校開設準備事務所を都立南野高等学校内に置く
昭和 54 年	12 月 19 日	都条例により東京都立小川高等学校（町田市小川字 7 号，1002 番 1） 設置される
昭和 55 年	1 月 9 日	校章並びに校旗を制定する
昭和 55 年	4 月 9 日	第 1 回入学式を都立南野高校で举行 同校で授業開始
昭和 55 年	6 月 2 日	部活動発足
昭和 55 年	6 月 14 日	P T A 設立される
昭和 55 年	7 月 7 日	校舎建設に着工（地鎮祭）
昭和 55 年	11 月 30 日	校歌歌詞完成（加藤楸邨氏作詞）
昭和 56 年	4 月 4 日	校舎一部竣工に伴い都立南野高校より現在地に移転
昭和 56 年	4 月 9 日	第 2 回入学式を都立成瀬高校で举行
昭和 57 年	1 月 11 日	生徒会設立
昭和 57 年	2 月 15 日	校舎完成
昭和 57 年	3 月 11 日	グラウンド完成
昭和 57 年	4 月 8 日	校歌完成披露式（本校音楽科葉桐健美教諭作曲）
昭和 57 年	4 月 9 日	第 3 回入学式を本校体育館で举行
昭和 57 年	5 月 28 日	プール開き
昭和 57 年	10 月 23 日	開校記念式典を举行
昭和 58 年	3 月 10 日	第 1 回卒業式を举行
昭和 58 年	4 月 9 日	第 4 回入学式を举行
昭和 58 年	5 月 29 日	同窓会設立総会
昭和 58 年	6 月 11 日	陸上部関東大会出場
昭和 58 年	6 月 13 日	天文・地学部 of 化石「ストロマトライト」発見が報じられる
昭和 59 年	3 月 9 日	第 2 回卒業式を举行
昭和 59 年	4 月 10 日	第 5 回入学式を举行
昭和 59 年	10 月 27 日	ワンダーフォーゲル部関東大会出場
昭和 60 年	3 月 8 日	第 3 回卒業式を举行
昭和 60 年	4 月 9 日	第 6 回入学式を举行
昭和 60 年	6 月 14 日	陸上部関東大会出場
昭和 60 年	8 月 4 日	ワンダーフォーゲル部全国高校総体登山大会に東京都代表として出場
昭和 61 年	3 月 7 日	第 4 回卒業式を举行
昭和 61 年	4 月 9 日	第 7 回入学式を举行

昭和 61 年	6 月 1 日	アメリカンフットボール部都大会に準優勝し，関東大会に出場
昭和 62 年	3 月 7 日	第 5 回卒業式を挙
昭和 62 年	4 月 9 日	第 8 回入学式を挙
昭和 63 年	3 月 5 日	第 6 回卒業式を挙
昭和 63 年	3 月 6 日	校庭開放事業開始
昭和 63 年	4 月 9 日	第 9 回入学式を挙
平成元年	3 月 14 日	第 7 回卒業式を挙
平成元年	4 月 10 日	第 10 回入学式を挙
平成元年	10 月 14 日	創立 10 周年記念行事を挙
平成 2 年	3 月 13 日	第 8 回卒業式を挙
平成 2 年	4 月 10 日	第 11 回入学式を挙
平成 2 年	6 月 10 日	アメリカンフットボール部 都大会で第 4 位，関東大会に出場第 4 位
平成 3 年	3 月 13 日	第 9 回卒業式を挙
平成 3 年	4 月 9 日	第 12 回入学式を挙
平成 3 年	11 月 3 日	アメリカンフットボール部 秋季都大会で第 4 位，全国大会関東地区ベスト 4 進出
平成 4 年	3 月 13 日	第 10 回卒業式を挙
平成 4 年	4 月 9 日	第 13 回入学式を挙
平成 4 年	4 月 26 日	バドミントン部春季都大会・関東大会都予選で第 5 位，関東大会出場
平成 4 年	8 月 4～7 日	美術部 全国高等学校総合文化祭に参加
平成 5 年	3 月 12 日	第 11 回卒業式を挙
平成 5 年	4 月 9 日	第 14 回入学式を挙
平成 5 年	5 月 14 日	校地全体が都有地となる
平成 5 年	8 月 4～8 日	美術部 全国高等学校総合文化祭に参加
平成 5 年	10 月 3 日	アメリカンフットボール部 秋季都大会で第 4 位，関東大会へ出場
平成 6 年	3 月 9 日	第 12 回卒業式を挙
平成 6 年	4 月 11 日	第 15 回入学式を挙
平成 6 年	8 月 4～8 日	美術部・合唱部 全国高等学校総合文化祭に参加
平成 7 年	3 月 8 日	第 13 回卒業式挙
平成 7 年	4 月 11 日	第 16 回入学式挙
平成 7 年	8 月	美術部，全国高等学校総合文化祭に参加
平成 8 年	3 月 6 日	第 14 回卒業式挙
平成 8 年	4 月 9 日	第 17 回入学式挙
平成 9 年	3 月 5 日	第 15 回卒業式挙

平成 9 年	4 月 9 日	第 18 回入学式举行
平成 10 年	3 月 11 日	第 16 回卒業式举行
平成 10 年	4 月 9 日	第 19 回入学式举行
平成 11 年	3 月 9 日	第 17 回卒業式举行
平成 11 年	4 月 9 日	第 20 回入学式举行
平成 11 年	11 月 6 日	創立 20 周年記念行事を举行
平成 12 年	3 月 7 日	第 18 回卒業式举行
平成 12 年	4 月 11 日	第 21 回入学式举行
平成 12 年	10 月 3 日	第 1 回合唱祭举行
平成 13 年	3 月 9 日	第 19 回卒業式举行
平成 13 年	4 月 7 日	第 22 回入学式举行
平成 14 年	3 月 12 日	第 20 回卒業式举行
平成 14 年	4 月 9 日	第 23 回入学式举行
平成 15 年	3 月 8 日	第 21 回卒業式举行
平成 15 年	4 月 8 日	第 24 回入学式举行
平成 16 年	3 月 13 日	第 22 回卒業式举行
平成 16 年	4 月 7 日	第 25 回入学式举行
平成 17 年	3 月 12 日	第 23 回卒業式举行
平成 17 年	4 月 7 日	第 26 回入学式举行
平成 17 年	12 月 15 日	東京都教育委員会から重点支援校に指定された（平成 18～20 年度）
平成 18 年	3 月 11 日	第 24 回卒業式举行
平成 18 年	4 月 7 日	第 27 回入学式举行
平成 19 年	3 月 1 日	第 25 回卒業式举行
平成 19 年	4 月 9 日	第 28 回入学式举行
平成 20 年	3 月 1 日	第 26 回卒業式举行
平成 20 年	4 月 1 日	東京都教育委員会から平成 21 年度のスポーツ教育推進校に認定された （平成 20～21 年度）
平成 20 年	4 月 8 日	第 29 回入学式举行
平成 21 年	3 月 14 日	第 27 回卒業式举行
平成 21 年	4 月 7 日	第 30 回入学式举行
平成 21 年	9 月 21 日	創立 30 周年記念行事を举行
平成 22 年	3 月 13 日	第 28 回卒業式举行
平成 22 年	4 月 7 日	第 31 回入学式举行
平成 23 年	3 月 13 日	第 29 回卒業式举行

平成 23 年	4 月 6 日	第 32 回入学式举行
平成 24 年	3 月 10 日	第 30 回卒業式举行
平成 24 年	4 月 9 日	第 33 回入学式举行
平成 25 年	3 月 13 日	第 31 回卒業式举行
平成 25 年	4 月 9 日	第 34 回入学式举行
平成 26 年	3 月 7 日	第 32 回卒業式举行
平成 26 年	4 月 8 日	第 35 回入学式举行
平成 27 年	3 月 6 日	第 33 回卒業式举行
平成 27 年	4 月 7 日	第 36 回入学式举行
平成 28 年	3 月 4 日	第 34 回卒業式举行
平成 28 年	4 月 7 日	第 37 回入学式举行
平成 29 年	3 月 8 日	第 35 回卒業式举行
平成 29 年	4 月 7 日	第 38 回入学式举行
平成 30 年	3 月 8 日	第 36 回卒業式举行
平成 30 年	4 月 7 日	第 39 回入学式举行
平成 31 年	3 月 8 日	第 37 回卒業式举行
平成 31 年	4 月 9 日	第 40 回入学式举行
平成 31 年	11 月 15 日	創立 40 周年記念行事を举行
令和 2 年	3 月 6 日	第 38 回卒業式举行
令和 2 年	6 月 1 日	入学を祝う会を举行
令和 3 年	4 月 7 日	第 42 回入学式举行
令和 4 年	3 月 8 日	第 40 回卒業式举行
令和 4 年	4 月 7 日	第 43 回入学式举行
令和 5 年	3 月 8 日	第 41 回卒業式举行
令和 5 年	4 月 7 日	第 44 回入学式举行
令和 6 年	3 月 7 日	第 42 回卒業式举行
令和 6 年	4 月 9 日	第 45 回入学式举行
令和 7 年	3 月 7 日	第 43 回卒業式举行

学習のきまり

1 学年・学期・休日および休業日

(1) 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2) 学年は次の3学期に区分する。

1学期 4月1日より8月31日まで

2学期 9月1日より12月31日まで

3学期 1月1日より3月31日まで

(3) 休業日は次のとおりである。

国民の祝日

日曜日、土曜日

夏期休業日 7月21日から8月31日まで

冬期休業日 12月26日から1月7日まで

春期休業日 3月26日から4月5日まで

開校記念日 6月13日

都民の日 10月1日

その他東京都教育委員会の定める日

※ 学校行事等により、休業日と授業日とを振り替えることがある。

2 時程表

<通常時程>

予鈴 8:35
1時限 8:40 ~ 9:30
2時限 9:40 ~ 10:30
3時限 10:40 ~ 11:30
4時限 11:40 ~ 12:30
昼休み 12:30 ~ 13:20
予鈴 13:15
5時限 13:20 ~ 14:10
6時限 14:20 ~ 15:10
S.H.R 15:15 ~ 15:25
清掃 15:25 ~ 15:45
(7時限 15:20 ~ 16:10)

○ 時程は、短縮時程等に変更になる場合がある。

<短縮時程>

予鈴 8:35
1時限 8:40 ~ 9:20
2時限 9:30 ~ 10:10
3時限 10:20 ~ 11:00
4時限 11:10 ~ 11:50
昼休み 11:50 ~ 12:40
予鈴 12:35
5時限 12:40 ~ 13:20
6時限 13:30 ~ 14:10
S.H.R 14:15 ~ 14:25
清掃 14:25 ~ 14:45
(7時限 14:20 ~ 15:00)

3 教育課程表

44・45・46期生【2023・24・25(令和5・6・7)年入学生】

	科目	単 位 数	1年次			2年次			3年次		
			文部科学省		学校	文部科学省		学校	文部科学省		学校
			必 履 修	必 履 修	必 選 択 修	必 履 修	必 履 修	必 選 択 修	必 履 修	必 履 修	自 由 選 択
国語	現代の国語	2	2								
	言語文化	2		2							
	論理国語	4					2			2	
	古典探究	4						3 □			3
	現代文演習	★									2
	古典演習	★									3
	教養国語	★									2
地歴・公民	地理総合	2	2								
	歴史総合	2	2								
	日本史探究	3						3 ■			
	世界史探究	3						3 ■			
	日本史演習	★									6
	世界史演習	★									6
	教養社会	★									2
	公共	2				2					
	政治・経済	2								2	
	政治経済演習	★									4
数学	数学Ⅰ	3	3								
	数学Ⅱ	4					4				
	数学Ⅲ	3									4
	数学A	2		2							
	数学B	2						1 ○			2
	数学C	2						1 ○			2
	数学演習α	★									2
	数学演習β	★									2
	教養数学	★									2
	物理基礎	2				2					
理科	物理	4									6
	化学基礎	2	2								
	化学	4						4 ●			
	生物基礎	2	2								
	生物	4						4 ●			
	生物基礎演習①	★									2
	生物基礎演習②	★									2
	化学演習①	★									2
	化学演習②	★									2
	生物演習	★									2
保健体育	体育	7～8	3			2				3	
	保健	2	1			1					
	スポーツ方法論演習	★									2
芸術	音楽Ⅰ	2	1 △			2 ▲					
	美術Ⅰ	2	1 △			2 ▲					
	書道Ⅰ	2	1 △			2 ▲					
	音楽Ⅱ	2									2
	美術Ⅱ	2									2
	書道Ⅱ	2									2
	ペン習字	★									2
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3								
	英語コミュニケーションⅡ	4					4				
	英語コミュニケーションⅢ	4								4	
	論理・表現Ⅰ	2		2							
	論理・表現Ⅱ	2					2				
	論理・表現Ⅲ	2								2	
	英語演習	★									2
家庭	教養英語	★									2
	家庭基礎	2				2					
	保育基礎										2
	ファッション造形基礎										2
情報	フードデザイン										2
	情報Ⅰ	2	2								
理数	情報基礎	★									2
	理数探究基礎	2									2
人・社	人間と社会		(1)								
総合	総合的な探究の時間	3	1			1			1		
	小計		24	6		12	12	6	1	13	2～
LHR		1	1			1			1		
	合計		31			31			15～30		

1 △、▲ 印からそれぞれ1科目を選択する。

2 □印(3単位)＋■印(1科目選択3単位)、または、○印(2単位)＋●印(1科目選択4単位)のいずれかを選択する。

3 「人間と社会」は1年次の「総合的な探究の時間」により代替する。

4 ★印は学校設定科目。

5 この教育課程表は変更になる場合もある。

4 履修・修得

- (1) 生徒は本校の教育課程で定めた必履修科目を含めて、76 単位以上履修しなければならない。
- (2) 科目の履修とは、その科目の授業に出席し授業計画に従ってその授業を受けることをいい、授業時数（年間 35 週×科目の単位数）の 4 分の 3 以上出席したとき、履修したものと認められる。
- (3) 履修した科目について、その目標を達成したと判定されたとき、その科目の単位を修得したものと認められる。

5 進級・卒業

- (1) 次の条件を満たしているとき、進級が認められる。
 - (ア) 各学年で定められた下記の必履修科目を履修している。
 - (イ) 各学年で定められた単位数を修得している。
 - (ウ) 出席日数が授業日数の 4 分の 3 以上である。
 - (エ) 各教科以外の教育活動の成果が満足であると認定される。
- (2) 各学年の必履修科目
 - 1 学年 すべての科目
 - 2 学年 すべての科目
 - 3 学年 必履修科目および、選択した科目のうち卒業単位数を満たすに必要な科目。
- (3) 各学年で修得しなければならない単位数
 - (ア) 1 学年から 2 学年への進級は、未修得科目の単位数の合計が 5 単位以下であること。
 - (イ) 2 学年から 3 学年への進級は、未修得科目の単位数の合計が 1 学年からの通算で 6 単位以下であること。
- (4) 上記（１）の条件を満たしていないものは、原則として原学年留置となる。
- (5) 原学年留置者は、その学年で定められた必履修科目を再履修しなければならない。
- (6) 各学年の進級条件を満たし、合計 76 単位以上修得した場合、卒業が認められる。

6 定期考査

- (1) 各学期 2 回（ただし、3 学期は 1 回）の定期考査を行う。
- (2) 不正行為あるいはその疑いを受ける行為は絶対にしてはならない。
- (3) 部活動、委員会活動は定期考査の 1 週間前から、定期考査終了まで、原則として活動禁止する。
- (4) 時程は原則として下記のとおりである。

予鈴	8 : 55
1 時限	9 : 00～9 : 50
予鈴	10 : 05
2 時限	10 : 10～11 : 00
予鈴	11 : 15
3 時限	11 : 20～12 : 10

7 成績評価

学習成績は定期考査および平常の授業における授業態度・提出物・小テスト等を総合して評価する。

8 授業

授業は学校生活の根幹をなすものであるから、特に次の点を厳守する。

- (1) 始業のチャイムが鳴る前に授業の準備をし、チャイムが鳴ると同時に着席する。
- (2) 授業は積極的に、規律正しく受ける。

9 留学・休学・復学・転学・退学

留学・休学・復学・転学および退学は、保護者からの願い出によって学校長が許可する。

10 出席停止

- (1) 学校感染症予防上、あるいはその他の事由により、学校長が必要と認めた場合には、生徒に出席停止を命ずることがある。
- (2) 出席停止・公欠となった際は、所定の用紙に必要事項を記載し、指定された期日内に提出すること。

11 自然災害に関する「警報」の発令に伴う対応について

本校では、気象警報発令時やそれに伴う交通機関の停止等の際、生徒の安全確保に配慮し、登下校に関して下記の通り取り扱う。テレビ放送・インターネットにより小まめに情報を入手し、適切な判断をする。土・日・祝日の部活動等の登下校についても、同様の判断の下、部活動顧問教員と連絡をとり、指導に従うこと。

〔気象庁の警報発令対応〕

1 以下の①～③のいずれかに該当する場合、下記の「警報時の対応」に従うこと。

- ① 町田市を含んだ地域に『大雨特別警報』（警戒レベル5相当）『土砂災害警戒情報』（警戒レベル4相当）が発令されている
 - ② 町田市を含んだ地域に大雨、洪水、暴風のいずれか2つ以上の警報が発令されている
 - ③ 町田市を含んだ地域に暴風雪警報、大雪警報のどちらか、または両方の警報が発令されている
- ※「注意報」は含まれないので、注意すること。

※テレビ放送・インターネットで、多摩西部、多摩南部などの区域で発表されている場合、町田市を含む『多摩南部地域』に警報が発令されているかどうかで判断をすること。

※居住する市区町村において同様の警報が発令されている場合には、身の安全を最優先に考えて自宅に待機し、午前8時以降に学校に連絡をした上で、学校の指示に従うこと。

警報時の対応

午前 7 時の時点で①～③に該当する場合 ⇒ 3 限から授業開始

午前 9 時の時点で①～③に該当する場合 ⇒ 5 限から授業開始

午前 11 時の時点で①～③に該当する場合 ⇒ 全日、自宅学習

※午前 11 時以降、天候が回復した場合でも、自宅学習とする。

★気象庁による警報・注意報

http://www.jma.go.jp/jp/warn/319_table.html

※気象庁が発令する警報とは…「大雨（土砂災害、浸水害）」、「洪水」、「暴風」、「暴風雪」、「大雪」、「波浪」、「高潮」の 7 種類である。

〔自然災害（雪等）に伴う交通機関運休の対応〕

2 学校の対応は、以下のとおりとする。（横浜線の運行を基準とする）

午前 7 時の時点で横浜線が運行されていない場合 ⇒ 3 限から授業開始

午前 9 時の時点で横浜線が運行されていない場合 ⇒ 5 限から授業開始

午前 11 時の時点で横浜線が運行されていない場合 ⇒ 全日、自宅学習とする

〔その他〕

3 下校等の措置(授業打ち切り)は、気象情報、交通機関の状況により判断する。

4 警報等が解除され授業が行われる際や、上記 1 及び 2 に該当しないが交通機関の運行が乱れている等の場合、生徒は危険のない範囲で登校すること。通学途中での電車、バスの運行状況による欠席・遅刻等については配慮します。必要に応じて学校に連絡をすること。

5 登校が不可能な場合、必ず学校に連絡すること。欠席については配慮する。

生活のきまり

生徒は人間として、他を尊重する精神を忘れてはならない。ひとりひとりが、大切な人格を持っているからである。

そのために、常に礼儀をたっとび、他人に不快の念をおこさせるような言動は慎まなければならない。同時に、高校生としてあるべき姿を心にとどめ、克己心を忘れることなく、厳正な行為を心がけなければならない。自分の軽率な言動が、友人その他の名誉を傷つけ、大きな迷惑をかけることがあってはならないからである。

よって、高校生として恥ずべき行為として、以下の事柄を禁止する。

- (1) 暴力・暴言・喫煙・飲酒・薬物使用等の行為
- (2) 原則として、制服での車・オートバイの運転・同乗
- (3) 風紀上好ましくない場所への出入り
- (4) 公共物の破損・汚損
- (5) 学校の名誉・信用を失墜させる行為

1 頭髪・服装・上履

髪型、服装等については常に小川高校生としての自覚を強く持ち、端正なものとする。

- (1) 頭髪の染色、脱色、髪の毛の加工又は奇抜な髪型は禁止する。
- (2) 登下校を含め、学校生活にあっては次のように学校指定の制服を着用する。原型をくずす制服の加工は一切認めない。
- (3) 休日、休業中の登下校の際にも制服を着用する。
- (4) 学校指定の制服

① 【冬期制服】

A 型 上着、スラックス、白無地 Y シャツ、ネクタイ

B 型 上着、スカートまたはスラックス、白無地 Y シャツ、リボンまたはネクタイ

※防寒の為に、カーディガン・セーター・ベストを着用する場合は、V ネック型で濃紺、黒、白、灰色（グレー）、ベージュと茶色で無地のものに限る。ただし、カーディガン・セーターでの登下校は禁止とする。

※ブレザーの上に着用するコートは、華美でないものとする。

② 【夏期制服】6 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

（ただし、前後各 2 週間は移行期間とし、冬期・夏期制服のいずれでも良い。）

A 型 スラックス、白無地 Y シャツ、ネクタイ

B 型 スカートまたはスラックス、白無地 Y シャツ、リボンまたはネクタイ

【夏期略装】（ただし、式典等の学校行事の場合は略装を認めない。）

A 型 スラックス、襟付きシャツ

B 型 スカートまたはスラックス、襟付きシャツ

※ベストを着用する場合は、Vネック型で濃紺、黒、白、灰色（グレー）、ベージュと茶色で無地のものに限る。

※襟付きシャツは白無地とし、カラーは不可。

- (5) 上履は、本校指定のもので該当する学年色のものを使用する。
- (6) 体育館履は本校指定のものを使用し、体育館履を上履として使用しない。
- (7) やむをえぬ事情で本規定以外の服装をする場合は保護者から「異装願」を提出する。

2 登校・下校

- (1) 始業時刻 予鈴 8 時 35 分 本鈴 8 時 40 分 予鈴までに登校する。
- (2) 下校時刻 16 時 50 分
 - 最終下校時刻は 16 時 50 分である。顧問、担任が残留を認めた場合は 18 時 30 分まで最終下校時刻を延長してもよい。
- (3) 登校後から授業終了時までには、外出禁止とする。ただし、やむをえない場合は、「外出願」によって許可を受ける。

3 欠席・遅刻・早退・忌引・公欠

- (1) 欠席・遅刻の場合は午前 8 時以降速やかに、電話連絡により、学級担任に連絡し、欠席後初めて登校した際に「欠席届」（生徒手帳）を学級担任に提出する。（オンラインツールでの欠席連絡も可とする。）
- (2) 授業開始後 20 分までは遅刻とし、それ以降は欠課（欠席）とする。ただし定期考査に関しては、遅刻しても残余の時間で試験を受けられる。
- (3) 早退するときは、「早退届」（生徒手帳）にその理由を記入し、学級担任の許可を得る。
- (4) 忌引日数は次の範囲内とし、「忌引届」（生徒手帳）を学級担任に提出する。

父母	7 日
兄弟姉妹	3 日
祖父母・曾祖父母	3 日
おじ・おば	1 日
甥・姪	1 日
従兄弟姉妹	1 日

※上記以外は認められない。

- (5) 学校が必要と認めたとき欠席・欠課は公欠として取り扱う。「公欠願」にその理由を記入し、願い出て、許可を受ける。

4 所持品

- (1) 所持品には必ず記名する。

- (2) 教育活動に不必要なものは持ってこない。持ってきた場合には没収することがある。
- (3) 貴重品は、ロッカーに入れて施錠する等、各自が責任を持って管理する。また多額の金銭は所持しないようにする。
- (4) 盗難・紛失・拾得物があったときは、速やかに学級担任および生徒保健部に届ける。

5 清掃・美化

校内・校庭は自分たちの大切な生活の場である。常に清潔に保ち、美化に心がける。清掃当番は受持区域の清掃を、責任をもって行う。

6 自転車通学

自転車通学については、「自転車通学許可願」を提出した生徒の内、学校から半径 1.2 kmより離れて自宅のある生徒に対してのみ原則許可をする。

7 その他

- (1) 校外においては、本校の生徒としての誇りと自覚をもって行動する。
- (2) 昼食は各自が持参し、原則として昼休み時間内に各ホームルーム教室でとる。
- (3) アルバイトは禁止とする。ただし、やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者から所定の「アルバイト届」を学級担任に提出する。
- (4) 校舎・施設・用具の使用に際しては、別途使用規定に基づき、公共物愛護の気持ちを忘れることなく、大切に扱う。なお、破損・汚損・紛失等の場合は、ただちに生徒保健部に「破損・紛失等届」を提出する。場合によっては修理費用の全額または一部を負担させることもある。
- (5) 昼休みの活動について
 - (ア) 中庭およびピロティーでボールを使用することは禁止する。
 - (イ) ローラースケート、スケートボード等は禁止する。

8 特別指導

性行不良その他、生徒としての本分に反した者は、教育上必要な特別指導を受ける。指導は行為の性格を考慮し、保護者同席の特別指導・校長訓戒・謹慎等を内容とする。

生徒活動

1 日 直

- (1) 各H Rには輪番制による日直を置く。日直の任務は次のとおりとする。
 - (ア) 学級日誌を記入し、放課後担任に提出する。
 - (イ) 教室内の整備につとめる。
 - (ウ) 担任・教科担当教師に依頼された仕事を行う。
 - (エ) その他、委員会などから指示された任務を行う。
- (2) 一般生徒は日直生徒の活動をよく理解し、その指示に従わなければならない。

2 掲示物・配布物・集会等に関する規定

校内での掲示物・配布物・集会等の表現活動は、最大限尊重するが、公教育の場であることをわきまえ、次の各項の規定を守らなくてはならない。

- (1) 内容
 - (ア) 特定の政治団体・宗教団体を支持し、または反対することを目的としないもの。
 - (イ) 個人の誹謗・中傷を目的としないもの。
 - (ウ) 営利などを目的としないもの。
 - (エ) 事実と反しないもの。
- (2) 掲示物
 - (ア) 責任者の学年・組・氏名を明記する。
 - (イ) 内容については、事前に生徒保健部の許可をうける。
 - (ウ) 掲示物は所定の掲示板に掲示する。使用調整は生徒保健部が行う。
 - (エ) 掲示期間が過ぎたものは、掲示責任者が責任をもって取り除く。
- (3) 配布物
 - (ア) 責任者の学年・組・氏名を明記する。
 - (イ) 内容・配布方法については、事前に生徒保健部の了解をうける。
 - (ウ) 配布物が散乱した場合には、配布責任者が責任をもってただちに片づける。
- (4) 集会
 - (ア) 責任者は集会の3日前までに、生徒保健部に集会の目的・日時・場所を届け出て、了解をうける。
 - (イ) 施設の使用は、事前に管理責任者の許可をうける。集合責任者は施設の保全につとめる。

3 部活動に関する規定

- (1) 目標
 - (ア) 健全な趣味や、豊かな教養を養い、個性の伸長をはかる。

(イ) 心身の健康を助長し、余暇の活動をはかり、豊かな学校生活を経験する。

(ウ) 集団生活における協力の態度や、自主性を養い、生徒相互の敬愛の精神や好ましい人間関係を養成する。

(2) 設置基準

(ア) 原則として学校の施設・設備を利用して実施できるもの。

(イ) 営利的内容を伴わないもの。

(ウ) 指導教諭（顧問）の指導のもとに行われる。

(エ) 前記の「目標」をふまえている。

(3) 活動条件

(ア) 部活動は原則として放課後行う。

(イ) 最終下校時刻は、18 時 30 分とし、顧問が残留を認めた場合は当日昼休みまでに下校延長届を提出する。

(ウ) 定期考査の 1 週間前から考査終了時までの期間は、部活動は原則として禁止する。ただし、1 週間以内に公式試合がある場合には、時間を限って活動してもよい。

※公式試合とは、高体（野）連・高文連の主催する大会等とする。その他に関しては、都の規模の大会等とする。

(エ) 対外的活動は、校内外を問わず、3 日前までに活動願いを提出する。また、活動終了後に報告書を提出する。

(オ) 休祭日の部活動は、休祭日施設使用願い（顧問・生徒保健部・副校長・経営企画室長）を 3 日前までに提出する。この場合、時間、場所の調整は生徒保健部が行う。

(カ) 公欠は、公式試合のための会議等に出席する場合に認める。人数は必要最低人数とする。人数、時間等については、顧問と生徒保健部で決定する。

(キ) 早朝練習、休日の活動、対外的活動は顧問または外部指導員の付添いを必要とする。

(ク) 部活動において、校内のきまりに違反したり、著しく問題がある場合には、活動停止、休部、廃部等になることがある。

(ケ) 学校行事の際は、原則として活動を禁止する。

(コ) 休祭日および夏期等の休業中の活動時間は、9 時から 16 時 30 分までとし、16 時 50 分完全下校とする。

(4) 部室の使用について

(ア) 部室の使用については、「諸連絡・諸注意 3. 校舎・校庭・校具使用規定」に従い各部が部室内の整理・整とん・美化に努め、責任を持って使用する。

(イ) 昼休みの使用は原則として認めない。

(ウ) 鍵の使用については各部が責任を持ち、使用后、鍵は必ず所定の場所にもどす。

(5) 同好会について

(ア) 部活動に準ずる。

諸連絡・諸注意

1 諸届（願）の取扱いについて

	様式	事項	届出者	届出先
届	所定	欠席・遅刻・早退	生徒	学級担任の指示に従うこと
		欠課・忌引	保護者	
		遺失物・拾得物・盗難	生徒	生徒保健部
		破損・紛失等	”	生徒保健部
		旅行	保護者	学級担任
		転居・保護者の変更	”	学級担任→経営企画室
		通学経路の変更	”	” ”
願	所定	アルバイト	”	学級担任
		校外・校内活動	生徒	担当教師→生徒保健部
		居残、休祭日、早朝活動	”	担当教師→生徒保健部 →日直
		休祭日活動	”	担当教師→管理責任者 →生徒保健部
		公欠・出席停止・忌引	”	学級担任→教務部 →担当教師
		自転車通学	保護者	学級担任→生徒保健部
		異装	保護者	” ”
		外出	生徒	学級担任
		学割交付	”	学級担任→経営企画室
		各種証明書発行	”	経営企画室
		留学・休学・復学 転学・退学	保護者	学級担任

2 体育施設使用規定

(1) 体育施設使用に際して

- (ア) 体育施設は体育授業時の使用を優先する。
- (イ) 目的外の使用に関しては体育科の了承を得る。

(2) 体育館

- (ア) 体育館履（専用のシューズ）を使用する。
- (イ) 飲食を伴う行為をしてはならない。
- (ウ) 椅子・机・その他の器材を搬入する場合は、フロアシートを用いて、床面の保護をする。

- (エ) 放課後は部活動を優先し、他の昼休みの使用については体育科の許可を受ける。
- (オ) 放課後の使用割当は、生徒保健部・部長会の調整に従う。
- (カ) 使用後は専用モップで清掃し、消灯、戸締まりをする。
- (3) 剣道場・柔道場
 - (ア) 道場内では特に礼を重んじる。
 - (イ) 道場内では素足で運動することを原則とする。剣道場を剣道以外で使用する場合は、体育館の使用規定に準ずる。
 - (ウ) 飲食を伴う行為をしてはならない。
 - (エ) 椅子・机その他の器材を搬入する場合は、フロアシートを用いて、床面の保護をする。
 - (オ) 体育の授業以外は部活動のみとし、一般生徒の使用は認めない。
 - (カ) 道場内の板面はからぶきし、畳面は水拭きする。使用後は消灯・戸締まりをする。
- (4) 運動場
 - (ア) 運動場での活動は運動靴の使用を原則とする。
 - (イ) 運動場が軟弱な場合の使用については、体育科の判断による。
 - (ウ) 散水する場合は、教職員の指示に従う。
 - (エ) 使用後は運動場を整備する。
- (5) コート（テニスコート）
 - (ア) 体育授業時・部活動以外の使用は保健体育科の許可を受ける。
 - (イ) 運動靴以外の使用を禁ずる。（テニスシューズを使用することを原則とする。）
- (6) プール
 - (ア) 体育授業時・部活動以外の使用は原則として認めない。
 - (イ) プール使用規定は別に定める。
- (7) 更衣室
 - (ア) 常に清潔を保ち美化に努める。飲食は禁止する。
 - (イ) 衣服はきちんとたたんで所定の場所に置く。
 - (ウ) 貴重品・部活動関係のものは置いてはならない。

3 校舎・校庭・校具使用規定

校舎・諸施設・用具の使用に際しては、公共物愛護の気持ちを忘れることなく大切に扱う。

- (1) 校内に勝手にクギ等を打ちつけたり、ポスター類を貼布したり、破損してはならない。
- (2) 機械室その他無用の場所に立ち入らない。
- (3) 校内での火気の使用は禁止する。
- (4) 校内で勝手に掲示物を掲示してはならない。必要ある場合には生徒保健部の許可を得る。
- (5) 校内で集会を催す時には生徒保健部の許可を得る。
- (6) 校舎・校具を借用したい時は、「使用願」を1週間前に提出し、許可を得る。校庭・コート等を使用する場合は、1週間前に許可を得る。
- (7) 使用の際には責任者は次の項目に留意する。
 - (ア) 事前に指導教諭に連絡する。

- (イ) 使用した施設・設備・校具については責任をもち、使用後の清掃等に留意する。
- (ウ) 使用後は直ちに指導教諭に連絡する。
- (8) 使用中における事故については、すべて使用者側が責任を負い、破損等に対しては、費用の全額または一部を負担させることもある。
- (9) 休日・休業中に使用する場合には、指導教諭の出席を必要とする。

4 安全のための諸注意

- (1) 高等学校では、自分の健康・安全は自分で十分留意する。
- (2) 災害事故の発生時には、警報・放送等で連絡する。学校の指示に従い、迅速・整然と行動する。
- (3) 放課後の活動中の負傷・疾病の事態が生じた時は、ただちに指導教諭に届ける。
- (4) 自転車通学は学校から許可をうける。学校が許可を与えた場合は許可証を交付する。
- (5) 自転車については、交通規則およびマナーをよく守り、安全運転を心がける。特にイヤホンを使用しながらの運転、携帯電話を使用しながらの運転、傘さし運転、並進・2人乗りはしない。
- (6) 徒歩においては、交通マナーを守り、横に広がらずに整然と歩く。

5 図書館の利用について

- (1) 開館日および開館時間
 - (ア) 開館日 本校の休日・学校行事・蔵書点検期間以外は原則として開館。長期休業中等は別途掲示する。
 - (イ) 開館時間 8:40～16:40
 - (ウ) 考査期間・特別活動期間・学校行事等により時間の変更がある。
- (2) 貸出し
 - (ア) カウンターで貸出し手続きを受ける。貸出期間は2週間、5冊までとする。
 - (イ) 禁帯出の図書は事情に応じ貸出しをする。
 - (ウ) 雑誌はバックナンバーのみ貸出す。
- (3) 返却
 - (ア) カウンターで返却手続きをする。
 - (イ) 閉館時は、返却ポストを利用する。
- (4) 利用の心得
 - (ア) 館内では静かにし、他の利用者の迷惑にならないよう注意する。
 - (イ) 館内での飲食は禁止する。
 - (ウ) 携帯電話での通話は禁止する。
 - (エ) 使用した資料は必ずもとの場所に戻す。
 - (オ) 借りた図書は期間内に返却する。
 - (カ) 資料は大切に扱い、図書への書き込み、切取りなどはしない。汚損・破損・紛失した場合は、同一のものを弁償する。
- (5) その他

(ア) 読みたい本が貸出されている場合には、予約を受付けるので係に申込む。

(イ) 資料の探し方がわからない時、見つからない時は、係に相談する。

6 学校保健について

規則正しい生活を心掛け、朝食は必ずとる。

睡眠不足等の生活の乱れにより翌日の学業に支障をきたすことのないように健康管理に注意する。

(1) 健康診断

学校保健安全法により実施される。6月30日までに全て受けること。診断の結果治療を要する病気はなるべく早く治すようにする。

(2) 保健室利用について

(ア) 学校で病気になったり、けがをした時は、保健室に行く。

(イ) 保健室で養護教諭に病状等を報告して指導を受け、同時に「保健室来室カード」にも記録する。

(ウ) 授業中はなるべく保健室を利用しない。急病で止むをえない場合は担当の先生に申し出る。(授業中の利用は欠時の扱いとなる。)

(エ) 内服薬について、学校では原則として薬は飲ませない。

(オ) 休養は1時間以内とする。

(カ) 健康上の不安・悩みがあるときは昼休みと放課後を利用して相談する。

(キ) 保健室では応急処置を行い、継続的治療は各自、自宅や医療機関等で行う。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で負傷等の災害に遭った場合、その治療費や、見舞金を支給することを目的とする共済制度である。

(ア) 学校管理下とは

- ① 授業中（部活動を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中、および学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路・方法による登下校中

上記の管理下で発生したけが等で医療を受けた場合に適用される。

(イ) 手続きについて

- ① 管理下のけがで医療を受けた場合はすぐに学級担任および養護教諭に報告する。
- ② 日本スポーツ振興センター手続きの用紙を保健室で受取り、医療機関で点数等記入してもらい、なるべく早く保健室に提出する。

(4) 学校感染症と出席停止について

(ア) 学校感染症は出席停止扱いとなる。

(イ) この場合、保護者による証明書等が必要となる。

(ウ) 用紙、詳細については保健室まで。

【学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準】

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種感染症	感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCoRNAウィルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治療するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種感染症	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウィルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	第三種の感染症として扱う場合もあるもの	溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

関係法令）学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行）

参考文献）「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30（2018）年発行＞」

- (5) 清掃活動について
- (ア) 清掃分担区域は、原則として毎日清掃する。
- (イ) 監督の先生の指導を受けて清掃する。
- (ウ) 校舎内外を汚さないようにいつも心掛ける。
- (エ) ゴミは分別して所定の場所に捨てる。
- (6) エアコン使用について
- 使用期間や時間などの細かい取り決めは省エネ委員会の定めたところによる。

7 経営企画室からの連絡事項

(1) 窓口取扱時間

原則として以下のとおり取り扱います。

曜日等	窓口取扱時間
平日（月～金）	午前 9 時～午後 4 時半
土日・祝日・年末年始と学校閉庁日	窓口閉鎖

(2) 証明書の発行について

経営企画室で発行する証明書の取り扱いとは以下のとおりです。申請書は経営企画室窓口にあります。

	証明書等の種類	交付日	提出先
在校生	在学証明書	翌日	経営企画室
	生徒証再交付	翌日	担任確認後, 経営企画室
	学割証	2 日後	担任確認後, 経営企画室
	調査書 成績証明書 単位習得証明書 卒業見込証明書	1 週間	担任

(3) 発行手数料について

在校生	無料
-----	----

(4) 授業料について

原則として、「東京都立学校の授業料等徴収条例」に定める授業料を納入していただきますが、保護者の申請により授業料額相当の「高等学校等就学支援金」が支給された場合は、授業料を納入する必要はありません。なお、「高等学校等就学支援金」の支給に当たっては、所得制限があります。詳細については、別途配布する通知文を御参照ください。

(5) 学校徴収金について

学校生活を営んでいく上で必要な経費として、学年積立金、PTA 会費、生徒会費、PTA 保険を納入していただきます。学校からお知らせする納入期限を守り、遅滞なく納入してください。

(6) 育英資金奨学金について

奨学金の募集は毎年4～5月にあります。募集について掲示されますので注意してください。希望者は担任まで申し出てください。

(7) 学生旅客運賃割引証（学割証）の発行について

J R 線（鉄道・航路・自動車線）で片道 100km をこえて旅行する場合は、運賃が 2 割引になります。

● 利用できる時期

➤ 土曜日、日曜日、祝日、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日

(8) 住所・氏名・保護者等の変更について

住所・氏名の変更があった場合は、所定の用紙に必要書類（住民票記載事項証明書等）を添え、生徒証とともに担任を経由して提出してください。保護者の変更があった場合も所定の用紙に記入して提出してください。

(9) 通学方法の変更について

通学方法を変更したい場合は「通学方法変更届」と生徒証を担任を経由して提出してください。

(10) 休学願等について

休学・留学・復学・転学・退学等については担任に申し出てください。その後、手続きを要します。

(11) その他

生徒に対する呼び出し電話は、原則として取り次ぎしません。

東京都立小川高等学校生徒会会則

前文

東京都立小川高等学校生徒は学校の教育方針に基づき、生徒相互の信頼と協力による自主的活動を重んじ、学校生活の充実化を図ることを目標として本会を組織する。

第1章 総則

第1条 本会は東京都立小川高等学校生徒会と称し、生徒会本部を本校内におく。

第2条 本会は本校生徒を会員とし、すべての組織に顧問として本校教員をおく。

第2章 会員の権利および義務

第3条 会員は本会の全ての活動に参加する権利および義務を有する。

第4条 会員は役員選挙に対する選挙権・被選挙権および会則改正請求権、各種役員の解任請求権を持つ。

第5条 会員は会則、規則および会議の決定には従わなければならない。

第6条 会員は所定の会費を期日までに納入しなければならない。

第3章 組織

第7条 本会は下記の機関により組織する。

1 生徒総会 2 生徒議会 3 執行委員会 4 公共委員会（生活・美化・保健・体育・図書・H R・放送） 5 特別委員会 6 部・同好会 7 部長会 8 予算委員会 9 会計監査委員会 10 選挙管理委員会

第4章 生徒総会

第8条 生徒総会は最高議決機関であり、全会員をもって構成し、会長が招集する。

第9条 生徒総会は定期生徒総会と臨時生徒総会に分けられる。

1：定期生徒総会は、前期と後期に各1回開く。

2：臨時生徒総会は、下記の場合に開かれる。

①生徒議会で議決された場合

②会員の5分の1以上の要求があった場合

③会長が必要と認めた場合

第10条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席を持って成立し、予算・決算および一般事項は出席者の過半数、会則改正等の重要事項は、出席者の3分の2以上の賛成・承認をもって、これを決定する。尚、採決の方法は、挙手によって行う。

第 11 条 生徒総会の議題は生徒議会で審議され、総会の 2 日前までに H R 委員が各 H R に公示する。

第 5 章 生徒議会

第 12 条 生徒議会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

第 13 条 生徒議会は次の委員によって構成される。

1：H R 委員（各クラスの H R 委員 2 名のうち 1 名）

2：各公共委員会委員長（委員長が欠席の場合は、その代理として、副委員長が出席する。）

第 14 条 生徒議会は必要に応じて生徒会長が招集する。又、必要に応じて臨時生徒議会を開くことができる。

第 15 条 生徒議会には議長団を置く。

1：議長団は生徒議会議員の中より議長・副議長各 1 名、書記 2 名、計 4 名を選出し、構成される。

2：議長団の任期は 1 年とし、生徒総会の議長団を兼任する。

第 16 条 生徒議会は全議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成・承認をもってこれを決する。

第 6 章 執行委員会

第 17 条 執行委員会は次の通りとし、会員の直接選挙によって選出される。

会長 1 名 副会長 2 名 書記 2 名

会計 2 名 庶務 3 名

委員の任期は 1 年（11 月 1 日より 10 月 31 日迄）とする。任期が終わっても新委員の任命があるまで引き続き行う。

第 18 条 委員は委員会を結成し、本会の活動計画を立案し、生徒議会で決定された事項を、それぞれの機関を通して執行することができ、生徒会全般の運営にあたる。

第 19 条 執行委員会は生徒議会に出席し、生徒議会の審議に参加できるが議決権は有しない。

第 20 条 執行委員会は全会員の 3 分の 1 以上の署名をもって解任を要求された場合には、別記の選挙規定によってこれを決する。

第 7 章 公共委員会

第 21 条 公共委員会は、生徒会活動および学校生活を充実させる目的の為に、それぞれの分野における専門の組織として設置する。

第 22 条 公共委員会は各クラスにて男女 1 名ずつ選出され、その任期は 1 年である。

第 23 条 公共委員会として、次の委員会を置き、その主な任務は委員会名の後に記した通りとする。

1：生活委員会

校内での生活など、規律が保たれるような活動を行う。

2：美化委員会

校舎内外の美化活動を推進する。

3：保健委員会

健康診断および、保健衛生関係の仕事を行う。

4：体育委員会

体育的行事の企画・運営および、日常の体育活動の推進をする。ただし、小川祭体育部門に関しては別に特別委員会を設け、その際に体育委員は特別委員会の委員になる。(特別委員会に対しては第8章に定める)

5：H R委員会

各H R、または学年に関する諸問題について討議し、各H R活動および学年活動の中心となる。

6：図書委員会

学校図書室の機能が充分発揮できるよう運営に協力し、各H Rと学校図書室をつなぐ仕事を行う。主に本の貸出し、返却等の事務、蔵書の整理および修理に携わる。

7：放送委員会

放送委員会は、校内放送の企画・運営および放送施設の管理等に関する仕事をする。

第24条 各委員会は委員長1名・副委員長1名・書記2名を置く。

第25条 各委員会は委員長が必要と認めた場合に開催される。

第8章 特別委員会

第26条 特別委員会は、執行委員会が必要に応じて生徒議会の承認を得て設立することができる。この会の任期は任務終了までとする。尚、小川祭文化部門・体育部門・合唱祭の実行に関する特別委員会は、生徒会で募集して委任する。

第9章 部・同好会

第27条 本会は会員の体育的・文化的資質の向上を図ると共に、友情を深め、学校生活をより豊かにする為に、部・同好会を置く。

第28条 各部は部長1名・副部長・会計各2名を置く。

第29条 部長は部長会に出席しなくてはならない。

第30条 副部長は部長を助け、部長が不在の場合は副部長がこれを代行する。

第31条 部予算は生徒会費より支出されるが、不足の場合は顧問の指示・許可のもとに部員より部費を徴収することができる。尚、同好会には生徒会費の部予算は支出されない。

第32条 同好会の設立は、複数の学年に渡って7名以上の会員があり、顧問と活動場所が確保され、生徒議会、生徒総会、職員会議で承認を得ること。同好会の予算措置はない。また、活動が継続的に1年以上行われ、会員が10名以上で生徒議会、生徒総会、職員会議の承認が得られれば、部として昇格される。

第33条 既に設立されている部で年度当初の部員数が0の場合、その年度は同好会とし、同好会の場合は生徒議会で廃止、存続を決定する。

第34条 部活動で本会会則および校内の秩序を著しく乱す行為のあった場合は生徒議会において審議

し、生徒会会長の名において部の活動停止や廃部等の措置をとることができる。

第 10 章 部長会

第 35 条 部長会は、各部活動および関係行事の円滑化に努める。

第 36 条 部長会は、各部の部長をもって構成される。

第 37 条 部長会には運動系委員会と文化系委員会を置く。

第 38 条 各委員会には、委員長・副委員長各 1 名を置く。各委員会の運営にあたり生徒議会議長の要請があった場合には、生徒議会に出席しなければならない。

第 39 条 各委員会は各部の連絡を密にし、親睦を図るものとする。

第 40 条 委員会の成立は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。議事の採決においては、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもってこれを決する。

第 11 章 会計

第 41 条 本会の経費は会員の会費をもってこれに充てる。

第 42 条 決算案・予算案の作成、会計業務は執行委員会の会計が担当する。

第 43 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 章 予算委員会

第 44 条 予算委員会は執行委員会の会計と各部の会計により構成する。

第 45 条 予算委員会は第 46 条に基づいて、年度ごとに各部の予算配分を行い、執行委員会の会計より決算の報告を受ける。又、本委員会に参加しなかった部には予算が配分されないものとする。

第 13 章 会計監査委員会

第 46 条 会計監査委員会は本会の決算を監査し、各部活動において予算が平等に分配され、かつ物品の紛失・過剰がないかを調査する。

第 47 条 会計監査委員会の定員は 3 名とし、全会員によって選出される。尚、任期は 1 年とする。

第 48 条 会計監査委員会の不信任は会員 50 名以上の署名による発議により、臨時生徒総会を開き、全会員の 3 分の 2 以上の賛成があった場合、解任される。

第 14 章 選挙

第 49 条 本会の執行委員会および会計監査委員会は全会員の投票により選出される。

第 50 条 上記の選挙にあたっては、第 15 章に記されている選挙管理委員会のもとでこれを行う。

第 15 章 選挙管理委員会

第 51 条 選挙管理委員会は本会の執行委員会および会計監査委員会の委員選出の推進に携わる。

第 52 条 選挙管理委員会は各 H R より 1 名ずつ選出された委員によって構成され，任期は 1 年とする。

第 53 条 選挙管理委員会は委員長・副委員長各 1 名と，書記 2 名を置く。

第 54 条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

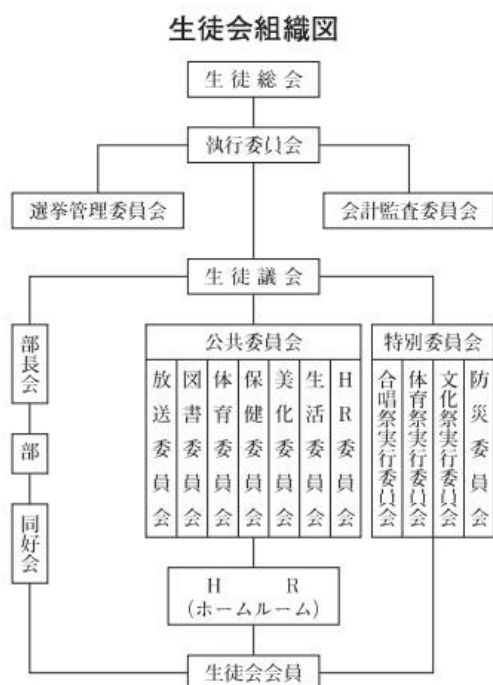
第 16 章 附則

第 55 条 本会の運営の細則は別に定めることができる。その場合は生徒議会の承認を得なくてはならない。

第 56 条 本会の活動および会議決議は全て学校長の承認を必要とする。

選挙規定

1. 本規定は会則第 49 条による選挙を円滑に運営する為にこれを定める。
2. 選挙の公示は投票日の 2 週間前までに行う。
3. 立候補者一覧表は立候補者締め切り後、選挙管理委員会が校内に掲示する。選挙活動は選挙管理委員会の指示に従って行う。
4. 選挙管理委員会は選挙終了後、委員会を開き、即日開票を行う。開票の立会人は各立候補者につき 1 名までとする。
5. 立候補者が定員を越えた場合は、有効投票数の過半数を獲得した立候補者の中から当選人を決定するが、定員 1 名に対して 3 人以上の立候補があり、過半数に達した者がいなかった場合は上位 2 名で決選投票を行う。立候補者が定員数の場合は、全会員の信任投票によって決定する。ただし、この場合は投票総数の過半数の信任票により信任されたものとする。過半数の票が得られない場合は再選挙を行う。
6. 第 20 条により、執行委員の解任要求が提出された場合、選挙管理委員会はこれを審議し、有効署名数が全会員の 3 分の 1 以上であるとき、ただちに信任投票を実施しなければならない。第 48 条による場合もこれに準ずる。
7. 第 6 項による投票により、不信任票が過半数に達した場合、その者はただちに執行委員より解任される。
8. 第 7 項によって解任者があった場合は、すぐに第 5 項による補欠選挙を行う。



昭和57年 1 月11日設立
平成29年11月 8 日改正